

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告示

- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定し、及び当該水域に係る基準値の達成期間を定める件 一七
- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件の一部を改正する件 一七
- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定し、及び当該水域に係る基準値の達成期間及び暫定目標を定める件の一部を改正する件 一七
- 漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁業共済の加入区の区域を定めた件 一七
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 一七
- 道路の区域を変更する件二件 一七
- 道路の供用を開始する件 一七

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件四件 一七
- 基本測量の実施の終了について通知があった件 一七
- 都市計画事業の認可の告示があった件四件 一七

### 福島県公安委員会

- 福島県公安委員会等に係る電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等を定める規則及び福島県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則 一七
- 犯罪被害者等早期支援団体として指定した件 一七

### 福島県警察本部

- 一般競争入札を行う件二件 一七
- 福島県選挙管理委員会

- 個人演説会を開催することができ、施設の指定を取り消した旨報告があった件 一七

### 福島県人事委員会

- 平成二十一年度福島県警察官採用候補者試験を行う件 一七

### 福島県内水面漁場管理委員会

- この持ち出し等について指示する件 一七
- この持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件 一七

- 平成二十一年度目標増殖量を定めた件 一七

## 告示

### 福島県告示第百八十七号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。))別表二に掲げる類型をいう。)を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

| 水 域                      | 該当類型   | 達成期間  |
|--------------------------|--------|-------|
| 阿武隈川水系 逢瀬川(馬場川合流点より上流)   | 河川生物 A | 直ちに達成 |
| 阿武隈川水系 逢瀬川(馬場川合流点より下流)   | 河川生物 B |       |
| 阿武隈川水系 五百川               | 河川生物 A | 成     |
| 阿武隈川水系 摺上川(摺上川ダム貯水池を除く。) | 河川生物 A |       |
| 阿武隈川水系 広瀬川               | 河川生物 A | 成     |
| 阿武隈川水系 小国川               | 河川生物 B |       |

備考 該当類型の欄中「河川生物A」又は「河川生物B」の表示は、それぞれ環境庁告示別表二の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。(水・大気環境課)

### 福島県告示第百八十八号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件(昭和五十七年福島県告示第百八十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

本文中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四十六年政令第百五十九号)第一項」を「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項」に改める。

- 表中「一阿賀野川水系 田付川(猫ノ尾橋より下流)」を「一阿賀野川水系 田付川(猫ノ尾橋より下流)」に、「二阿賀野川水系 濁川(濁川橋より下流)」を「二阿賀野川水系 濁川(濁川橋より下流)」に改める。
- 一河川 A一 B一 ハ  
一河川 A一 B一 イ  
(水・大気環境課)

福島県告示第百八十九号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定し、及び当該水域に係る基準値の達成期間及び暫定目標を定める件（平成十八年福島県告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

表中「一阿武隈川水系 荒川（日ノ倉橋より下流） 一河川B二」を「一阿武隈川水系 荒川（日ノ倉橋より下流） 一河川A二」に改める。

（水・大気環境課）

福島県告示第百九十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第一項の規定により、同法第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁業共済の加入区の区域を次のように定めた。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

| 加入区の名称 | 加入区の区域   | 漁業の区分 |
|--------|--|-------|
| 勿来加入区  | 漁協法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定によりいわき市漁業協同組合が免許を受けた免許番号（以下「免許番号」という。）共第一号の漁業権に係る漁場の区域 | あわび漁業 |
| 小浜加入区  | 免許番号共第三号の漁業権に係る漁場の区域   |       |
| 江名加入区  | 免許番号共第八号の漁業権に係る漁場の区域のうちいわき市漁業協同組合の組合員で組織する江名採鮑組合に加入している者の当該漁業権の行使区域              |       |
| 中之作加入区 | 免許番号共第八号の漁業権に係る漁場の区域のうちいわき市漁業協同組合の組合員で組織する中之作採鮑組合に加入している者の当該漁業権の行使区域             |       |
| 永崎加入区  | 免許番号共第八号の漁業権に係る漁場の区域のうちいわき市漁業協同組合の組合員で組織する永崎採鮑組合に加入している者の当該漁業権の行使区域              |       |

業権の行使区域

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 下神白加入区 | 免許番号共第八号の漁業権に係る漁場の区域のうちいわき市漁業協同組合の組合員で組織する下神白採鮑組合に加入している者の当該漁業権の行使区域 |  |
| 豊間加入区  | 免許番号共第九号の漁業権に係る漁場の区域のうちいわき市漁業協同組合の組合員で組織する豊間採鮑組合に加入している者の当該漁業権の行使区域  |  |
| 薄磯加入区  | 免許番号共第九号の漁業権に係る漁場の区域のうちいわき市漁業協同組合の組合員で組織する薄磯採鮑組合に加入している者の当該漁業権の行使区域  |  |
| 沼之内加入区 | 免許番号共第十一号の漁業権に係る漁場の区域  |  |
| 四倉加入区  | 免許番号共第十三号の漁業権に係る漁場の区域  |  |
| 久之浜加入区 | 免許番号共第十五号の漁業権に係る漁場の区域  |  |

（水産課）

福島県告示第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、安積疏水土地改良区が安積疏水地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十一年三月十二日認可した。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

福島県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県北建設事務所で平成二十一年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

|              |   |  |                       |                         |
|--------------|---|--|-----------------------|-------------------------|
| 路線名          | 区 間   | 変更前<br>更後の別                            | 敷地の幅員<br>(メートル)       | 延 長<br>(メートル)           |
| 県道二本<br>松川俣線 | 二本松市油井字洪井二<br>〇八番地先から<br>同 市油井字河窪三<br>七番三地先まで | 変更前<br>A 一一・〇<br>五五・〇<br>B 九・〇<br>四四・〇 | 変更後<br>A 一〇・〇<br>二五・四 | 二四七・〇<br>四二五・〇<br>二四七・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十一年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

|             |   |                     |                     |                |
|-------------|---|---------------------|---------------------|----------------|
| 路線名         | 区 間   | 変更前<br>更後の別         | 敷地の幅員<br>(メートル)     | 延 長<br>(メートル)  |
| 県道浪江<br>鹿島線 | 南相馬市鹿島区江垂字<br>深町八四番地先から<br>同 市鹿島区鹿島字<br>大河内五番地先まで | 変更前<br>八・四<br>二六七・〇 | 変更後<br>八・四<br>二六七・〇 | 五六五・〇<br>五六五・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十一年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

|          |                                       |                 |
|----------|---------------------------------------|-----------------|
| 路線名      | 供 用 開 始 の 区 間                         | 供用開始の期日         |
| 県道二本松川俣線 | 二本松市油井字洪井二〇八番地先から<br>同 市油井字河窪三七番三地先まで | 平成二十一年三月<br>二三日 |

(道路計画課)

公 告

公告第百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年三月九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ふくしまバリアフリーツアーセンター
- 三 代表者の氏名  
佐藤 孝治
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市上鳥渡字山王七十三番地の七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者及び様々な障がい者に対して、安心して楽しい旅行ができるよう、観光施設、宿泊施設、飲食店等に関するバリアフリー状況の情報提供事業を行い、高齢者及び障がい者の福祉向上と観光振興事業に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十一年三月四日

二 名称  
特定非営利活動法人陽気塾

三 代表者の氏名  
佐久間 一郎

四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市上野寺字二枚橋三十七番一

五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者や高齢者などが、自立した生活を営んでいくことができる支援事業を行い、また、子どもたちが、社会的に自立が出来るような健全育成事業を行うことにより、活力ある福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第百三十六号**

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十一年三月十日

二 名称  
NPO法人御倉町かいわいまちづくり協議会

三 代表者の氏名  
蓮沼 幹子

四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市柳町三番二十五号

五 定款に記載された目的  
この法人は、県内外の広範囲の年齢層の方々に対して、御倉邸での催し、おぐら茶屋の運営サービスを通して魅力ある場所としてPRする事業を行い、中心市街地の活性化と、子どもたちが歴史や文化に触れることができるための健全育成に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第百三十七号**

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十一年三月十二日

二 名称  
NPO法人テニスネットいわき

三 代表者の氏名  
小松 秀徳

四 主たる事務所の所在地  
福島県いわき市泉玉露六丁目十二番地の二

五 定款に記載された目的  
この法人は、いわき市を中心とする周辺地域の住民に対して、スポーツ(特にテニス)に関する事業を行い、広くスポーツの振興と地域住民の健全で豊かな暮らしに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第百三十八号**

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十一年三月九日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 南相馬市及び大沼郡会津美里町

二 測量開始期日 平成二十年五月十二日

三 測量終了期日 平成二十一年二月二十八日

四 作業の種類 基本測量(一等磁気測量)

(技術管理課建設産業室)

**公告第百三十九号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 都市計画事業の種類及び名称         | 施行者の名称 | 事務所の所在地                 | 事業地の所在                   |
|-----------------------|--------|-------------------------|--------------------------|
| 県北都市計画道路事業三・三・百四号小倉寺大 | 福島県    | 福島市杉妻町五番七十五号<br>福島県県北建設 | 収用の部分 変更なし<br>使用の部分 変更なし |

森線及び三・三・  
百二号早稲町大  
平寺線

事務所

(まちづくり推進課)

公告第四百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

|                                       |        |                           |            |
|---------------------------------------|--------|---------------------------|------------|
| 都市計画事業の種類及び名称                         | 実施者の名称 | 事務所の所在地                   | 事業地の所在     |
| 県北都市計画道路事業三・四・六百四号中央線及び三・四・六百六号大町北新井線 | 福島県    | 福島市杉妻町五番七十五号<br>福島県北建設事務所 | 収用の部分 変更なし |

(まちづくり推進課)

公告第四百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

|                               |        |                           |            |
|-------------------------------|--------|---------------------------|------------|
| 都市計画事業の種類及び名称                 | 実施者の名称 | 事務所の所在地                   | 事業地の所在     |
| 二本松都市計画道路事業三・五・百四号若宮野辺線及び三・五・ | 福島県    | 福島市杉妻町五番七十五号<br>福島県北建設事務所 | 収用の部分 変更なし |

百七号亀谷白白  
内線

(まちづくり推進課)

公告第四百十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

|                          |        |                           |            |
|--------------------------|--------|---------------------------|------------|
| 都市計画事業の種類及び名称            | 実施者の名称 | 事務所の所在地                   | 事業地の所在     |
| 県北都市計画道路事業三・五・百十八号腰浜町庭坂線 | 福島県    | 福島市杉妻町五番七十五号<br>福島県北建設事務所 | 収用の部分 変更なし |

(まちづくり推進課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会等に係る電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等を定める規則及び福島県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月23日

福島県公安委員会委員長 松本忠清

福島県公安委員会規則第3号

福島県公安委員会等に係る電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等を定める規則及び福島県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 福島県公安委員会等に係る電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等を定める規則(平成18年福島県公安委員会規則第4号)
- (2) 福島県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年福島県公安委員会規則第8号)

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 福島県公安委員会告示第13号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として次のとおり指定した。

平成21年3月23日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名称 社団法人ふくしま被害者支援センター
  - (2) 住所 福島市森合町14番6号
  - (3) 代表者の氏名 理事長 岩崎 剛
- 2 援助事業を行う事務所の名称及び住所地
  - (1) 事務所の名称 社団法人ふくしま被害者支援センター
  - (2) 所在地 福島市森合町14番6号
- 3 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等
  - 4 指定を行った年月日

(県民サービス課)

## 福島県警察本部

## 福島県警察本部公告第28号

基幹系ネットワーク接続機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年3月23日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 基幹系ネットワーク接続機器 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成21年7月1日から平成26年6月30日まで
  - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
  - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年4月2日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県警察本部警務部会計課入札係  
 電話024-522-2151
  - 4 契約条項を示す場所等
    - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
    - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年4月9日（木）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
    - (3) その他 郵便による入札は、認めない。
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
    - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - 6 入札の無効
    - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
  - 7 その他
    - (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105

- 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

**福島県警察本部公告第29号**

交通違反管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年3月23日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 交通違反管理システム機器 一式（搬入、据付け、調整 機器保守等を含む。）
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成21年7月1日から平成26年6月30日まで
  - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

  - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸出した相当期間の実績を有する者であること。
  - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年4月2日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県警察本部警務部会計課入札係  
 電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年4月9日（木）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

**福島県選挙管理委員会**

福島県選挙管理委員会（第三号）  
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。  
 平成二十一年三月二十三日

福島県選挙管理委員会  
 委員長 新 妻 威 男

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 取消年月日 | 施設の所在地 | 施設の名称 | 施設の管理者 |
|-------|--------|-------|--------|

福島県人事委員会

公告第一号

平成二十一年度福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を次のとおり行います。  
平成二十一年三月二十三日

福島県人事委員会

|                 |                        |                |       |
|-----------------|------------------------|----------------|-------|
| 平成二十一年<br>二月二〇日 | いわき市平上高久字竹<br>ノ後一八番地の三 | いわき市上高久集会<br>所 | いわき市長 |
| 同               | 同 市小川町下小川<br>字中柴一二八番地  | いわき市下小川集会<br>所 | 同     |
| 同               | 同 市川前町下桶売<br>字荻七七番地の四  | いわき市志田名集会<br>所 | 同     |
| 同               | 同 市久之浜町金ヶ<br>沢字戸ノ入二番地  | いわき市金ヶ沢集会<br>所 | 同     |

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

1 区分試験及び採用予定人員

警察官A（男性・一般） 六十名程度

2 受験資格

昭和五十年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十  
六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したもの若しくは平成二十一年  
九月までに卒業見込みのもの又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認  
めるものとし、ただし、次の（一）から（五）までのいずれかに該当する者は、受験で  
きません。

（一）日本の国籍を有しない者

（二）成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百  
四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産  
者

（三）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることが  
なくなるまでの者

（四）福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない  
者

（五）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴

力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容  
1 第一次試験  
（一）教養試験（多枝選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。

（二）論文試験

2 第二次試験

（一）口述試験

（二）適性検査

（三）体力検査

（四）身体検査（測定方式）

（五）身体検査（持参方式）

三 試験期日、試験地及び合格者発表

| 区 分   | 試 験 期 日   | 試 験 地 | 合 格 者 発 表   |
|-------|---|-------|---|
| 第一次試験 | 平成二十一年五月十日<br>(日)   | 福 島 市 | 平成二十一年五月二十九日<br>(金)に福島県庁前掲示場並<br>びに郡山、白河、会津若松、<br>南会津、南相馬及びいわきの<br>各福島県合同庁舎前掲示場並<br>びに福島県東京事務所、福島<br>県大阪事務所、福島県北海道<br>事務所及び福島県名古屋事務<br>所に合格者の受験番号を掲示<br>するほか、合格者に通知しま<br>す。 |
| 第二次試験 | 平成二十一年六月二十<br>三日(火)から同月二<br>十六日(金)までの四<br>日間のうち指定する二<br>日 | 福 島 市 | 平成二十一年七月三十一日<br>(金)に福島県庁前掲示場並<br>びに郡山、白河、会津若松、<br>南会津、南相馬及びいわきの<br>各福島県合同庁舎前掲示場並<br>びに福島県東京事務所、福島<br>県大阪事務所、福島県北海道<br>事務所及び福島県名古屋事務<br>所に合格者の受験番号を掲示<br>するほか、合格者に通知しま<br>す。 |



## 四 受験申込みの手続

## 1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一―七五九〇）、各福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課並びに福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所において配布します。

## 2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。

## 3 申込受付期間及び申込受付時間

## (一) 申込受付期間

平成二十一年三月二十三日（月）から同年四月十日（金）までです（郵送による申込みは、同年四月十日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。）。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十一年三月二十三日（月）から同年四月七日（火）までです。

## (二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時三十分までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成二十一年四月七日（火）にあつては、午後五時三十分まで）となります。

## 五 給与

## 1 初任給

この試験に合格し、採用されると、二〇〇、六〇〇円の初任給が支給されます。

## 2 その他の給与

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

## 六 合格から採用まで

合格者名は、任用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

## 七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警務部警務課（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一―二二五―内線二六二三、二六二六）に問い合わせてください。

## 別表

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（9）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（9）及び数的推理・資料解釈（7）

（採用給与課）

## 福島県内水面漁場管理委員会

## 福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

この持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十一年三月二十三日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

## 一 指示の内容

## 1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

## 2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいではないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいを水を通しての接触がないこいであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

## 3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては適用しない。

## 二 指示の期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

この持ち出し等について指示する件（平成二十一年福島県内水面漁場管理委員会指  
示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

平成二十一年三月二十三日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における平成二十一年度目標増殖量を次のとおり定めた。

平成二十一年三月二十三日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

平成21年度目標増殖量

| 漁業権番号  | 河川名  | 漁業権者名                      | こ     | い     | ふ     | な     | あ     | ゆ     | う |         | い  | い | な | や      | ま | め      | ひ | め | ま | す | わ | か | さ | ぎ | う   | な  | ぎ  |
|--------|------|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|---------|----|---|---|--------|---|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|----|----|
|        |      |                            |       |       |       |       |       |       | 種 | 苗       |    |   |   |        |   |        |   |   |   |   |   |   |   |   |     |    |    |
| 内共第1号  | 真野川  | 真野川漁業協同組合                  | kg    | 42    | kg    | 42    | kg    | 176   | 尾 | 1,400   | 箇所 | — | 尾 | 2,800  | 尾 | 10,500 | 尾 | — | 尾 | — | 尾 | — | 万 | 粒 | —   | kg | 7  |
| 内共第2号  | 新田川  | 新田川・大田川漁業協同組合              | 105   | 14    | 14    | 252   | 49    | 252   | 尾 | 2,800   | —  | — | 尾 | 1,050  | 尾 | 14,000 | — | — | — | — | — | — | 万 | 粒 | —   | kg | 10 |
| 内共第3号  | 太田川  | 新田川・大田川漁業協同組合              | 35    | 14    | 14    | 49    | 49    | 49    | 尾 | 1,400   | —  | — | 尾 | 1,050  | 尾 | 5,600  | — | — | — | — | — | — | 万 | 粒 | 70  | kg | 3  |
| 内共第4号  | 請戸川  | 室原川・高瀬川漁業協同組合<br>泉田川漁業協同組合 | 56    | 56    | 56    | 770   | 770   | 770   | 尾 | 3,500   | —  | — | 尾 | 7,700  | 尾 | 70,000 | — | — | — | — | — | — | 万 | 粒 | 70  | kg | 21 |
| 内共第5号  | 熊川   | 熊川漁業協同組合                   | 70    | —     | —     | 168   | 168   | 168   | 尾 | 700     | —  | — | 尾 | —      | 尾 | 8,400  | — | — | — | — | — | — | 万 | 粒 | —   | kg | —  |
| 内共第6号  | 富岡川  | 富岡川漁業協同組合                  | —     | —     | —     | 105   | 105   | 105   | 尾 | 400     | 2  | — | 尾 | 2,100  | 尾 | 3,500  | — | — | — | — | — | — | 万 | 粒 | —   | kg | —  |
| 内共第7号  | 井出川  | 木戸川漁業協同組合                  | —     | —     | —     | 63    | 63    | 63    | 尾 | —       | —  | — | 尾 | 5,600  | 尾 | 5,600  | — | — | — | — | — | — | 万 | 粒 | —   | kg | —  |
| 内共第8号  | 木戸川  | 木戸川漁業協同組合                  | 28    | —     | —     | 350   | 350   | 350   | 尾 | 700     | —  | — | 尾 | 21,000 | 尾 | 24,500 | — | — | — | — | — | — | 万 | 粒 | —   | kg | 14 |
| 内共第9号  | 夏井川  | 夏井川漁業協同組合                  | 140   | 210   | 210   | 350   | 350   | 350   | 尾 | 21,000  | —  | — | 尾 | 3,500  | 尾 | 56,000 | — | — | — | — | — | — | 万 | 粒 | —   | kg | 7  |
| 内共第10号 | 鮫川   | 鮫川漁業協同組合                   | 91    | 91    | 91    | 1,260 | 1,260 | 1,260 | 尾 | 9,100   | —  | — | 尾 | 7,000  | 尾 | 28,000 | — | — | — | — | — | — | 万 | 粒 | —   | kg | 21 |
| 内共第11号 | 阿武隈川 | 阿武隈川漁業協同組合                 | 2,800 | 1,050 | 1,050 | 1,680 | 1,680 | 1,680 | 尾 | 140,000 | —  | — | 尾 | 39,200 | 尾 | 66,500 | — | — | — | — | — | — | 万 | 粒 | 700 | kg | 70 |

|        |                    |   |       |       |        |         |    |         |         |        |        |       |    |
|--------|--------------------|---|-------|-------|--------|---------|----|---------|---------|--------|--------|-------|----|
| 内共第12号 | 久慈川                | 久慈川第一漁業協同組合                             | 49    | —     | 1,050  | 5,200   | 4  | —       | 42,000  | —      | —      | —     | —  |
| 内共第13号 | 猪苗代湖               | 猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合                          | 63    | 1,050 | —      | 94,900  | 2  | 17,500  | 7,000   | —      | —      | —     | 35 |
| 内共第14号 | 秋元湖                | 猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合                          | 35    | 35    | —      | 7,000   | —  | 22,400  | 15,400  | —      | —      | 1,470 | —  |
| 内共第15号 | 小野川湖               | 檜原漁業協同組合                                | 28    | 28    | —      | 3,500   | —  | 8,400   | 5,600   | —      | —      | 700   | —  |
| 内共第16号 | 檜原湖                | 檜原漁業協同組合                                | 210   | 210   | —      | 42,000  | —  | 37,100  | 22,400  | —      | —      | 5,390 | —  |
| 内共第17号 | 阿賀川                | 西会津地区非出資漁業協同組合                          | 350   | 350   | —      | 2,600   | 3  | 14,700  | 9,100   | —      | —      | —     | —  |
| 内共第18号 | 阿賀川<br>日橋川         | 阿賀川非出資漁業協同組合                            | 700   | 700   | 1,197  | 35,000  | —  | 28,000  | 14,000  | —      | —      | 70    | —  |
| 内共第19号 | 大川                 | 会津非出資漁業協同組合                             | 420   | 280   | 2,394  | 21,700  | —  | 35,000  | 21,000  | —      | —      | 70    | 7  |
| 内共第20号 | 大川                 | 南会津東部非出資漁業協同組合                          | 210   | —     | 1,197  | 14,000  | —  | 35,700  | 25,900  | —      | —      | 700   | —  |
| 内共第21号 | 只見川                | 只見川漁業協同組合                               | 182   | 182   | 176    | 3,800   | 1  | 16,800  | 10,500  | —      | —      | —     | —  |
| 内共第22号 | 沼沢湖                | 沼沢漁業協同組合                                | —     | —     | —      | —       | —  | —       | —       | 32,200 | —      | —     | —  |
| 内共第23号 | 野尻川                | 野尻川非出資漁業協同組合                            | —     | —     | 420    | 4,200   | —  | 11,200  | 11,200  | —      | —      | —     | —  |
| 内共第24号 | 只見川                | 伊北地区非出資漁業協同組合                           | 140   | —     | —      | 7,000   | —  | 24,500  | 33,600  | —      | —      | 1,260 | —  |
| 内共第25号 | 伊南川                | 南会津西部非出資漁業協同組合                          | —     | —     | 4,900  | 53,900  | —  | 112,000 | 42,000  | —      | —      | —     | —  |
| 内共第26号 | 檜枝岐川<br>只見川        | 檜枝岐村漁業協同組合                              | —     | —     | —      | 700     | —  | 31,500  | 7,000   | —      | —      | —     | —  |
| 内共第27号 | 大島湖<br>奥只見湖<br>只見川 | 伊北地区非出資漁業協同組合<br>檜枝岐村漁業協同組合<br>魚沼漁業協同組合 | 210   | 140   | —      | 8,400   | —  | 23,800  | 23,800  | —      | —      | 140   | —  |
| 内共第28号 | 尾瀬沼<br>沼尻川         | 檜枝岐村漁業協同組合<br>利根漁業協同組合                  | —     | —     | —      | —       | —  | 4,200   | 2,100   | —      | —      | —     | —  |
| 合 計    |                    |   | 5,964 | 4,452 | 16,557 | 484,900 | 12 | 513,800 | 585,200 | 32,200 | 10,640 | 195   |    |